

職業安定情報

雇用継続給付の申請者は？ 被保険者本人が原則か **雇保**



当社で初めて定年後継続雇用する者が出ました。「高年齢雇用継続基本給付金」の申請は、本人あるいは会社のどちらが行うのが原則でしょうか。
たとえば、労災は建前としては本人のはずですが。



A 現在は、事業主が提出

労災法の保険給付は、補償を受けるべき労働者の請求に基づいて行う（法12条の8）としています。保険給付を受けるべき者が、事故のため自ら保険給付の請求等を行うことが困難な場合、事業主は助力しなければなりません。また、必要な証明を求められれば速やかに応じる義務があります（同則23条）。

雇保法の高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）同支給申請書は、過去に本人提出を基本パターンと定めつつ、実務的には事業主が労使協定を締結の上で手続きするのがベターとしていたときがありました（旧則101条の8）。

現在の雇保則101条の5では、「被保険者は、（略）、申請書を事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない」としています。

事業主が提出する形を基本としますが、本人が希望する場合、自ら申請することも可能です。

中小事業主の範囲は？ 建設現場で300人超に **徴収**



当社は建設業で、労働保険事務組合に事務処理を委託しています。受注状況が好調で、下請け業者を含めると現場の人数が大幅に増えそうです。全体で300人を超えると、事務を委託できる「中小事業主」の範囲を超えてしまうのではないかと心配しています。



A 直接雇用者のみカウント

中小事業主は、自ら行うべき労働保険料の申告等の事務を労働保険事務組合に委託できます（徴収法33条）。事務処理に要する人手・時間の負担を軽減するのが目的です。

委託が可能な事業主の規模は、使用する労働者の数が常時300人（金融・保険業、不動産業、小売業は50人、卸売業、サービス業は100人）以下の中小企業事業主です（徴収法62条2項）。労働者の数は、「個々の事業場ごとではなく、企業全体の労働者数でみます（平12・3・31発労徴31号）。

建設業であれば、「事業主」単位でみて、常時使用する労働者数が300人以下であれば条件を満たします。

いずれにせよ、貴社の雇用者でない「下請企業」の従業員数が増えなくても、中小企業の判断に影響はしません。チェックが必要なのは、工事量の増加により、貴社で直接雇用する従業員数が300人を超えるか否かです。

なお、臨時に従業員数が増えても「常態として法定数以下であれば中小企業に該当する」とされています。

